４．障害給付（障害厚生年金・経過的職域加算額（旧職域加算障害給付））

障害厚生年金は，厚生年金被保険者である間に初診日がある傷病により，国民年金法施行令別表及び厚生年金保険法施行令別表第１に定める障害等級（以下「障害等級」という。）１級から３級に該当する程度の障害の状態になったときに支給される。

また，障害等級が１級又は２級に該当する場合は，障害基礎年金に上乗せされる形で支給される。

平成 27 年 9 月 30 日以前に受給権が発生したときは，障害共済年金として決定される。

(1) 支給要件の１

次のア及びイを満たしているときは，障害厚生年金が支給される。

また，平成27年10月1日前の一般組合員期間中に初診日があり，かつ，平成27年10月1日以後の障害認定日において障害等級１級から３級に該当する程度の障害の状態になったときは経過的職域加算額が支給される。

ア　傷病により初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（初診日）が厚生年金被保険者期間中であること。

イ　障害認定日（初診日から１年６月を経過した日，その期間内に当該傷病が治癒した日，又は当該傷病の症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日）において，その傷病により障害等級１級から３級に該当する程度の障害の状態になったとき。

ただし，特例として，次の傷病（特例症例）による場合は，それぞれ定められた日が障害認定日となる。

【特例症例】

1	上肢・下肢を切断・離断，人工骨頭・人工関節を挿入・置換 心臓ペースメーカー，植え込み型の除細動器（ICD） 又は人工弁を装着，人工膀胱を造設，喉頭を全摘出・・その日
2	人工透析療法を施行・・・・・・・・・・・・・・・・・開始から３ヶ月経過日
3	人工肛門を造設又は尿路変更術を施行・・・・・・・・施行から６ヶ月経過日
4	在宅酸素療法を施行・・・・・・・・・・・・・・・・・開始した日
5	脳血管疾患による機能障害・・・・・・・・・・・・・・初診日から６ヶ月経過した日以後（注１）
6	心臓移植，人工心臓，補助人工心臓・・・・・・・・・・移植又は装着した日
7	CRT（心臓再同期医療機器），CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）・・・装着した日
8	人工血管（ステントグラフト含む）・・　・・・・・・・・挿入置換をした日（注２）
9	遷延性植物状態であるもの・・・・・・・・・・・・・・・状態に至った日から３ヶ月を経過した日以後

（注１）　医学的観点から，それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等

（注２）　胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤によるもの

ウ　初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が公的年金制度の被保険者期間の３分の２以上あること。（又は初診日の属する月の前々月までの直近の１年間に保険料の未納がないこと。）

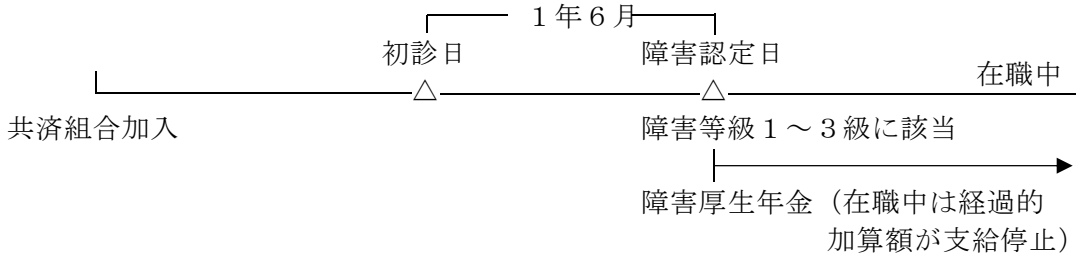

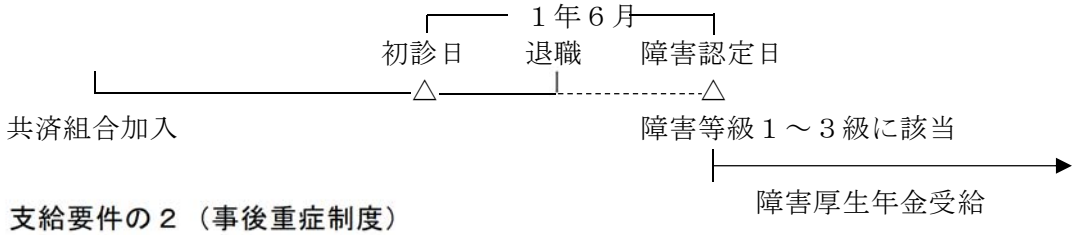

(2) 支給要件の２（事後重症制度）

障害認定日に障害等級の１～３級の障害の状態に該当しない者が，次のア～エまでのすべてを満たしているときに障害厚生年金が支給される。なお，支給は，請求のあった月の翌月から行う。

また，平成27年10月1日前の一般組合員期間中に初診日があり，障害認定日時点において障害等級１級から３級に該当する程度の障害の状態になかった者が，平成27年10月1日以後65歳に達する日の前日までの間に，障害等級１級から３級に該当する程度の障害の状態になったときは経過的職域加算額が支給される。

ア　初診日が厚生年金被保険者期間中であること。

イ　障害認定日に障害等級に該当する程度の障害状態になかったこと。

ウ　障害認定日後，65歳に達する前日までに，当該傷病により障害等級に該当する程度の障害状態となったこと。

エ　ウの期間内に請求があったとき。

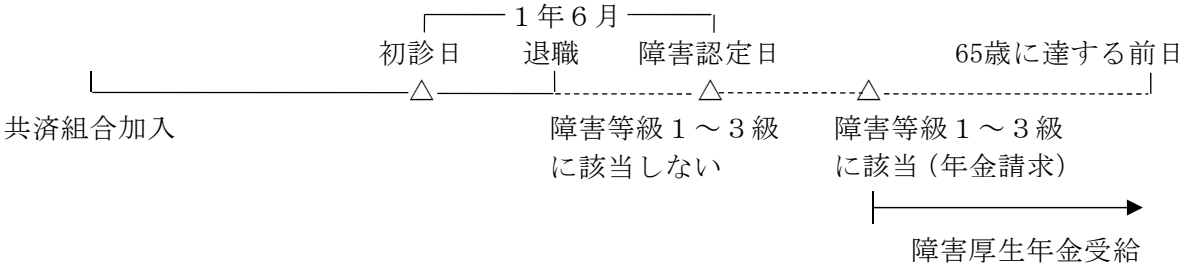

(3) 年金額

① 障害厚生年金の額

ア平成16年改正法による本来の額

【平成 15 年 4 月 1 日前の被保険者期間分の額】

$$\text{(注1)平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{(注2)平成15年4月1日前の被保険者期間の月数} \times \begin{cases} 1.25\text{(1級)} \\ 1.00\text{(2・3級)} \end{cases}$$

＋

【平成 15 年 4 月 1 日以後の被保険者期間分の額】

$$\text{(注1)平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{(注2)平成15年4月1日以後の被保険者期間の月数} \times \begin{cases} 1.25\text{(1級)} \\ 1.00\text{(2・3級)} \end{cases}$$

イ平成16年改正法による従前額改定率による従前保障額

【平成 15 年 4 月 1 日前の被保険者期間分の額】

$$\text{(注1)平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{(注2)平成15年4月1日前の被保険者期間の月数} \times \begin{cases} 1.25\text{(1級)} \\ 1.00\text{(2・3級)} \end{cases} \times \text{従前額改定率(注3)}$$

＋

【平成 15 年 4 月 1 日以後の被保険者期間分の額】

$$\text{(注1)平均標準報酬額} \times \frac{5.769}{1000} \times \text{(注2)平成15年4月1日以後の被保険者期間の月数} \times \begin{cases} 1.25\text{(1級)} \\ 1.00\text{(2・3級)} \end{cases} \times \text{従前額改定率(注3)}$$

アの年金額＜イの年金額の場合は，イの年金額を保障

（注1）アとイの平均標準報酬月額・平均標準報酬額には相違がある。（110頁参照）

（注2）被保険者期間の月数が300月（25年）未満のときは，平成15年4月1日前後の期間で按分して300月とする。

（注3）従前額改定率は，毎年度，政令により改定される。

（注4）障害基礎年金が支給されない者（障害の程度が３級）に支給する障害厚生年金について，厚生年金の額の最低保障額は，障害基礎年金の額（２級）の３/４とする。

（注5）障害の程度（１・２級）の障害厚生年金受給者は，加給年金額が加算される。

② 経過的職域加算額（旧職域加算障害給付）

経過的職域加算額は，平成27年9月までの一般組合員期間を算定の基礎として計算される。

○公務等によらない場合

ア平成16年改正法による本来の額

【平成15年４月１日前の一般組合員期間分の額】

$$\text{平均給料月額}^{(注1)} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{平成15年４月１日前の一般組合員期間の月数}^{(注2)} \times \begin{cases} 1.25\text{（１級）} \\ 1.00\text{（２・３級）} \end{cases}$$

＋

【平成15年４月１日以後の一般組合員期間分の額】

$$\text{平均給与月額}^{(注1)} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{平成15年４月１日以後の一般組合員期間の月数}^{(注2)} \times \begin{cases} 1.25\text{（１級）} \\ 1.00\text{（２・３級）} \end{cases}$$

イ平成16年改正法による従前額改定率による従前保障

【平成15年４月１日前の一般組合員期間分の額】

$$\text{平均給料月額}^{(注1)} \times \frac{1.5}{1000} \times \text{平成15年４月１日前の一般組合員期間の月数}^{(注2)} \times \begin{cases} 1.25\text{（１級）} \\ 1.00\text{（２・３級）} \end{cases} \times \text{従前額改定率}^{(注3)}$$

＋

【平成15年４月１日以後の一般組合員期間分の額】

$$\text{平均給与月額}^{(注1)} \times \frac{1.154}{1000} \times \text{平成15年４月１日以後の一般組合員期間の月数}^{(注2)} \times \begin{cases} 1.25\text{（１級）} \\ 1.00\text{（２・３級）} \end{cases} \times \text{従前額改定率}^{(注3)}$$

アの年金額＜イの年金額の場合は，イの年金額を保障

（注1）アとイの平均給料（給与）月額には相違がある。（110頁参照）

（注2）一般組合員期間の月数が300月（25年）未満のときは，平成15年4月1日前後の期間で按分して300月とする。

（注3）従前額改定率は，毎年度，政令により改定される。

○公務等による場合

a 原則

ア平成16年改正法による本来の額

【平成 15 年４月１日前の一般組合員期間分の額】

$$\left(\text{(注1)平均給料月額}\times 12\times\begin{Bmatrix}0.285\text{(1級)}\\0.19\text{(2・3級)}\end{Bmatrix}+\textbf{平均給料月額}\times\frac{1.425}{1000}\times\textbf{(一般組合員期間−300 月)}\begin{Bmatrix}\textbf{1.25(1級)}\\\textbf{1.00(2・3級)}\end{Bmatrix}\right)\times\frac{\text{平成 15 年３月までの一般組合員期間の月数}}{\text{一般組合員期間の月数}}$$

＋

【平成 15 年４月１日以後の一般組合員期間分の額】

$$\left(\text{(注1)平均給与月額}\times 12\times\begin{Bmatrix}0.21923\text{(1級)}\\0.14615\text{(2・3級)}\end{Bmatrix}+\textbf{平均給与月額}\times\frac{1.096}{1000}\times\textbf{(一般組合員期間−300 月)}\begin{Bmatrix}\textbf{1.25(1級)}\\\textbf{1.00(2・3級)}\end{Bmatrix}\right)\times\frac{\text{平成 15 年４月以後の一般組合員期間の月数}}{\text{一般組合員期間の月数}}$$

イ平成16年改正法による従前額改定率による従前保障

【平成 15 年４月１日前の一般組合員期間分の額】

$$\left(\text{(注1)平均給料月額}\times 12\times\begin{Bmatrix}0.30\text{(1級)}\\0.20\text{(2・3級)}\end{Bmatrix}+\textbf{平均給料月額}\times\frac{1.5}{1000}\times\textbf{(一般組合員期間−300 月)}\begin{Bmatrix}\textbf{1.25(1級)}\\\textbf{1.00(2・3級)}\end{Bmatrix}\right)\times\frac{\text{平成 15 年３月までの一般組合員期間の月数}}{\text{一般組合員期間の月数}}\times\text{従前額改定率(注3)}$$

＋

【平成 15 年４月１日以後の一般組合員期間分の額】

$$\left(\text{(注1)平均給与月額}\times 12\times\begin{Bmatrix}0.23077\text{(1級)}\\0.15385\text{(2・3級)}\end{Bmatrix}+\textbf{平均給与月額}\times\frac{1.154}{1000}\times\textbf{(一般組合員期間−300 月)}\begin{Bmatrix}\textbf{1.25(1級)}\\\textbf{1.00(2・3級)}\end{Bmatrix}\right)\times\frac{\text{平成 15 年４月以後の一般組合員期間の月数}}{\text{一般組合員期間の月数}}\times\text{従前額改定率(注3)}$$

アの年金額＜イの年金額の場合は，イの年金額を保障

b 最低保障額

公務等の算定額が，それぞれ障害等級に応じた下記の額から厚生年金相当額を控除して得た額より少ないときは，当該控除して得た額が年金額となる。

障害等級１級の場合	4,152,600円×改定率
障害等級２級の場合	2,564,800円×改定率
障害等級３級の場合	2,320,600円×改定率

※　改定率は，国民年金法に規定する改定ルールにより，政令で改定する。

（注1）アとイの平均給料（給与）月額には相違がある。（110頁参照）

（注2）一般組合員期間の月数が300月（25年）未満のときは，平成15年4月1日前後の期間で按分して300月とする。

（注3）従前額改定率は，毎年度，政令により改定される。

（注4）また，**太字部分**については，一般組合員期間が300月を超えるときに適用する。

③　加給年金額

障害等級が１級又は２級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は，当該障害厚生年金の受給権者によって生計を維持している者の65歳未満の配偶者又は大正15年4月1日以前に生まれた配偶者があるときは，加給年金額を加算した額とする。

また，当該障害厚生年金の受給権者がその権利を取得した翌日以降に，その者によって生計を維持している者の65歳未満の配偶者を有するに至ったことにより，加給年金額を加算することになったときは，障害厚生年金額を改定する。

④　障害の程度が変わった場合の改定

障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進した場合にその者の請求があったとき又は障害の程度が減退したときは，その障害の程度に応じて，障害厚生年金の額が改定される。ただし，障害等級３級の障害厚生年金受給者の場合（かつて，１級又は２級に該当したことがある者を除く。）には，障害の程度が65歳以上になって増進しても額の改定は行われない。

(4) 支給停止

① 在職中の支給停止

経過的職域加算額は，受給権者が一般組合員である間は，支給が停止される。

② 傷病補償年金等との調整

公務等による経過的職域加算額について，地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給される時は，これらが支給される間，次の額が支給停止となる。

ア平成16年改正法による本来の額

【平成 15 年４月１日前の一般組合員期間分の額】

$$\left(\text{(注1)}\ \text{平均給料月額}\times 12\times\begin{Bmatrix}0.285\,(1\text{級})\\0.19\,(2\cdot3\text{級})\end{Bmatrix}\times\frac{\text{平成 15 年３月までの一般組合員期間の月数}}{\text{一般組合員期間の月数}}\right)$$

＋

【平成 15 年４月１日以後の一般組合員期間分の額】

$$\left(\text{(注1)}\ \text{平均給与月額}\times 12\times\begin{Bmatrix}0.21923\,(1\text{級})\\0.14615\,(2\cdot3\text{級})\end{Bmatrix}\times\frac{\text{平成15年４月以後の一般組合員期間の月数}}{\text{一般組合員期間の月数}}\right)$$

イ平成16年改正法による従前額改定率による従前保障

【平成 15 年４月１日前の一般組合員期間分の額】

$$\left(\text{(注1)}\ \text{平均給料月額}\times 12\times\begin{Bmatrix}0.30\,(1\text{級})\\0.20\,(2\cdot3\text{級})\end{Bmatrix}\times\frac{\text{平成 15 年３月までの一般組合員期間の月数}}{\text{一般組合員期間の月数}}\times\text{従前額改定率}\ \text{(注3)}\right)$$

＋

【平成 15 年４月１日以後の一般組合員期間分の額】

$$\left(\text{(注1)}\ \text{平均給与月額}\times 12\times\begin{Bmatrix}0.23077\,(1\text{級})\\0.15385\,(2.3\text{級})\end{Bmatrix}\times\frac{\text{平成 15 年４月以後の一般組合員期間の月数}}{\text{一般組合員期間の月数}}\times\text{従前額改定率}\ \text{(注3)}\right)$$

アの年金額＜イの年金額の場合は，イの年金額を停止

（注1）アとイの平均給料（給与）月額には相違がある。（110頁参照）

（注2）一般組合員期間の月数が300月（25年）未満のときは，平成15年4月1日前後の期間で按分して300月とする。

（注3）従前額改定率は，毎年度，政令により改定される。

③ 加給年金額の停止

加給年金額は，対象となっている配偶者が老齢厚生年金，障害厚生年金等の支給を受けるときは，支給が停止される。